

平成20年6月6日

株 主 各 位

東京都千代田区大手町一丁目6番1号

協和醸酵工業株式会社

取締役社長 松 田 讓

第85回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととおよろこび申し上げます。

さて、当社第85回定時株主総会を下記により開催いたしますので、
何とぞご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成20年6月23日（月曜日）営業時間終了時（午後5時40分）までに到着するようご送付いただくか、又は後記の「インターネットによる議決権行使について」（47頁）をご参照の上、インターネットにより平成20年6月23日（月曜日）営業時間終了時（午後5時40分）までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成20年6月24日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目1番1号
パレスホテル2階 ローブルーム

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照くださ
いますようお願い申し上げます。）

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第85期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第85期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 新設分割計画承認の件
第3号議案 当社とキリンファーマ株式会社との合併契約承認の件
第4号議案 定款一部変更の件
第5号議案 取締役7名選任の件
第6号議案 監査役1名選任の件
第7号議案 株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

4. 招集に当たっての決定事項

インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。

インターネットと書面の両方で議決権行使をされた場合は、後に到着したものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。なお、インターネットと書面が同日に到着した場合は、インターネットを有効な議決権行使としてお取り扱いします。

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://ir.kyowa.co.jp/>）において修正後の事項を掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ・ 期末配当に関する事項

当社の利益配分に関する方針は、今後の事業展開への備えなど内部留保の充実を図るとともに、毎期の連結業績、配当性向及び純資産配当率等を総合的に勘案しながら、安定的かつ継続的に配当を行うことを基本としております。この方針に基づき、第85期の期末配当につきましては、以下のとおり前期と同額の1株につき5円とさせていただきたく存じます。これにより、中間配当金5円を加えた年間配当金は、前期と同じく1株につき10円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金5円 総額1,987,680,190円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成20年6月25日

第2号議案 新設分割計画承認の件

1. 新設分割を行う理由

当社は、本年10月1日をもって、以下のとおり当社のバイオケミカル事業部門（以下「本件事業部門」といいます。）を会社分割し、新設する協和発酵バイオ株式会社（以下「新設会社」といいます。）に承継させること（以下「本分割」といいます。）といたしたいと存じます。

当社は、キリンファーマ株式会社（以下「キリンファーマ」といいます。）及びキリンホールディングス株式会社（以下「キリンホールディングス」といいます。）との間で当社とキリンファーマの統合を柱とする当社グループとキリングループの戦略的提携について合意に達し、昨年10月22日付けで統合契約書及び株式交換契約書を締結いたしました。その後、本年2月29日開催の当社臨時株主総会のご承認を経て、4月1日に当社を株式交換完全親会社、キリンファーマを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施しております。本分割は、上記のとおり、当社グループとキリングループの戦略的提携の一環として行うものであります。素材を中心とする当社バイオケミカル事業（以下「本件事業」といいます。）のビジネスモデルが医薬事業と異なるため、第3号議案に付議しております当社とキリンファーマとの合併（以下「本合併」といいます。）を機に、当社の本件事業部門の分社化を行うことにより、本件事業としての独自の経営体制を構築するとともに、意思決定のスピードを速めて機動的な事業展開を可能ならしめ、当社グループの重要な事業として一層の競争力強化と自律的な成長を目指すものであります。

なお、本分割は、本合併及び第4号議案の定款一部変更の前に行うものであります。

株主の皆様におかれましては、何とぞ本分割の趣旨にご賛同いただき、新設分割計画をご承認いただきますようお願い申し上げます。

2. 新設分割計画の内容の概要

新 設 分 割 計 画 書 (写)

協和発酵工業株式会社（平成20年10月1日付けで「協和発酵キリン株式会社」に商号変更予定。以下「当社」という。）は、新設分割の方法によって設立する会社（商号：協和発酵バイオ株式会社。以下「新設会社」という。）に、当社のバイオケミカル事業（以下「本件事業」という。）を承継させる新設分割（以下「本件分割」という。）に関し、以下のとおり新設分割計画（以下「本分割計画」という。）を作成する。

1. 新設会社の定款で定める事項

新設会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数その他新設会社の定款で定める事項は、別紙1「定款」記載のとおりとする。なお、新設会社の本店所在場所は、「東京都千代田区大手町一丁目6番1号」とする。

2. 新設会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名

(1) 取締役

小谷 幸亘

尾崎 明夫

石野 修一

馬場 正隆

岡田 照美

鈴木 学

(2) 監査役

細見 和夫

谷口 明

神田 信夫

3. 新設会社の設立時会計監査人

新設会社の設立時会計監査人は、新日本監査法人とする。

4. 新設会社が当社から承継する権利義務

新設会社が当社から承継する権利義務は、別紙2「承継する権利義務」記載のとおりとする。

なお、当社から新設会社に対する債務の承継については、全て重疊的（併存的）債務引受の方法によるものとし、当社は、引き続き新設会社と連帯して債務を負担するものとする。

5. 新設会社が本件分割に際して発行する株式

新設会社は、本件分割に際して普通株式10株を発行し、その全てを当社に割当交付する。

6. 新設会社の資本金及び準備金の額

新設会社の設立時における資本金及び資本準備金の額は次のとおりとする。

- (1) 資本金の額 100億円
- (2) 資本準備金の額 設立時株主払込資本額（会社計算規則80条第1号に定めるものをいう。）から上記(1)記載の資本金の額を減じて得た額

7. 新設分割計画承認総会

当社は、本分割計画につき取締役会での決議を得た後、平成20年6月に開催予定の定時株主総会において、会社法第804条第1項に定める株主総会の承認を得て、本件分割を行う。

8. 新設会社の成立の日

新設会社の設立の登記をすべき日（以下「新設会社成立日」という。）は、平成20年10月1日とする。但し、手続の進行に応じ必要あるときは、取締役会の決議により、これを変更することができる。

9. 本分割計画の効力

本分割計画は、新設会社成立日の前日までに株主総会の承認又は法令に定める関係官庁の承認が得られないときは、その効力を失う。

10. 移転手続

第4項に従い新設会社が承継する権利義務の移転に関して、登記、登録及び通知等の必要な手続に関する登録免許税その他の費用は、新設会社が負担するものとする。

11. 公租公課の負担

新設会社が当社から承継する資産に対する公租公課及び保険料等は、新設会社成立日の前日までは当社が、新設会社成立日以降は新設会社が負担するものとする。

12. 競業避止義務

当社は、本件分割にかかわらず、本件事業に関して、国内外において、会社法第21条に定める競業避止義務を一切負わない。

13. 分割条件の変更

本分割計画作成の日から新設会社成立日の前日までの間において、天変地変、社会情勢又は経済情勢の変動その他の事由により、当社の財産状態、経営状態に変動を生じたときは、取締役会の決議により、本件分割の条件を変更又は本件分割を中止することができる。

14. 本計画に定めのない事項

本計画に定めるもののほか、本件分割に必要な事項については、本計画の趣旨に従い、取締役会がこれを決定する。

平成20年4月28日

東京都千代田区大手町一丁目6番1号

協和醸酵工業株式会社

代表取締役社長 松田 譲 ㊞

別紙 1

定 款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、協和発酵バイオ株式会社と称し、英文では KYOWA HAKKO BIO CO., LTD. と表示し、中国文では協和發酵生化株式会社と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 溶剤、可塑剤等石油化学製品、肥料その他化学工業製品の製造、輸出入および売買
- (2) 医薬品の製造、輸出入および売買
- (3) 酒類その他飲料品、酒精の製造、輸出入および売買
- (4) 石油、天然ガスその他鉱物、副産物の掘採、製造、加工、輸出入および売買
- (5) 菓子、パン、製菓製パン資材の製造、輸出入および売買
- (6) グルタミン酸ソーダ、食品添加物、塩、味噌、醤油、食酢等調味料その他食品の製造、輸出入および売買
- (7) 冷蔵、冷凍、製氷ならびにその製品の販売
- (8) 飼餌料、飼餌料添加物の製造、輸出入および売買
- (9) 農薬、動物用医薬品の製造、輸出入および売買
- (10) 医薬部外品、試薬類、化粧品等の製造、輸出入および売買
- (11) 医薬保健機器、医療用具、調理機器、食品検査機器、これらの材料の製造、輸出入および売買
- (12) 農畜水産物の生産、輸出入および売買
- (13) 倉庫業、運送業および運送取扱業
- (14) 医療施設、保健施設、娯楽施設、飲食施設および宿泊施設の経営
- (15) 土地の造成および建物の建設ならびに不動産の売買、貸借および管理
- (16) 前各号に関連する機械装置の設計、製作、据付、輸出入および売買ならびにその技術の指導、輸出入および売買
- (17) 子会社ならびに関連会社への金銭の貸付
- (18) 前各号に附帯関連するいっさいの事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、100株とする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式の譲渡または取得については、株主または取得者は取締役会の承認を受けなければならない。

(株式の割当てを受ける権利等の決定)

第8条 当社は、当社の株式（自己株式の処分による株式を含む。）および新株予約権を引き受ける者の募集をする場合において、その募集事項、株主に当該株式または新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨およびその申込みの期日の決定は、取締役会の決議によって定める。

(株主名簿記載事項を記載した書面の交付)

第9条 株主名簿に記載された株主が、当該株主についての株主名簿記載事項を記載した書面の交付を請求する場合は、当会社所定の請求書を提出するものとする。

- 2 登録株式質権者が当会社に対して当該登録株式質権者についての株主名簿記載事項を記載した書面の交付を請求する場合は、当会社所定の書式による請求書を提出するものとする。

(株主の請求による株主名簿記載事項の記載)

第10条 第7条に定める手続きを経た上で当会社以外の者から当会社の株式を取得した者が、株主名簿記載事項の記載を請求する場合には、法令および本定款に定める場合を除いて、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者またはその相続人その他の一般承継人と共同して当会社所定の書式による請求書を提出するものとする。

(質権の登録ならびに信託財産の表示)

第11条 当会社の株式につき、質権の登録を請求する場合は、当事者が共同して当会社所定の書式による請求書を提出するものとする。その登録の抹消を請求する場合も同様とする。

2 当会社の株式につき、信託財産の表示をする場合は、当会社所定の書式による請求書を提出するものとする。その表示の抹消を請求する場合も同様とする。

(手数料)

第12条 前3条に定める請求をする場合には、当会社所定の手料を支払わなければならない。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内にこれを招集する。

2 臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集し、議長となる。

2 第1項において、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第18条 当社の取締役は8名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
- 3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役および監査役の全員の同意がある場合には、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第23条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものと見なす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会規程)

第24条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査役および監査役会

(員数)

第26条 当会社の監査役は3名以上とする。

(選任方法)

第27条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上の株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第28条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第29条 監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第30条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意がある場合には、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第31条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第32条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第6章 計 算

(事業年度)

第33条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当金)

第34条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第35条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める金銭による剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第36条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れる。

承継する権利義務

1. 新設会社は、新設会社成立日において、次の各号に掲げる資産、負債及び契約その他の権利義務を当社から承継する。承継する資産及び負債については、平成20年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに新設会社成立日までの増減を加除した上で確定するが、本分割計画作成後新設会社成立日までに当社に新たに生じた本件事業に関連する契約その他の権利義務については、新設会社に承継されるものとする。

なお、承継する資産及び負債の、平成20年3月31日現在の貸借対照表における帳簿価額は、別紙3「承継する資産及び負債」に記載のとおりである。

(1) 承継する資産及び負債

新設会社成立日における本件事業に関する一切の資産、負債及びこれらに付随する権利義務とする。

但し、次に掲げるものは除く。

- ① 本件事業を営む部門（以下「本件事業部門」という。）が、本件事業部門以外の事業部門その他の組織（以下「他部門」という。）と共同で使用する土地、建物、構築物、機械及び装置、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、ソフトウェア等であつて、他部門が主な使用者であるもの。但し、山口事業所（旧防府工場及び旧宇部工場）の一切の土地及び下記②を除く建物は承継する。
- ② 山口事業所（旧宇部工場敷地内）における医薬宇部工場、旧医薬宇部物流センター及び旧安全性研究所宇部研究室に関する一切の資産（但し、土地は除く。）及び負債
- ③ 山口事業所（旧防府工場敷地内）における医薬抗体蛋白研究設備（但し、土地及び建物は除く。）
- ④ 現金及び預金
- ⑤ 受取手形（その原因債権を含む。）
- ⑥ 関係会社に対する貸付金（なお、これらのうち本件事業に係る関係会社に対するものについては、新設会社が当社に対して債務保証を行うものとする。）
- ⑦ デリバティブ債権・債務のうち上記⑥の関係会社に対する貸付金にかかわるもの

- ⑧ 支払手形（その原因債務を含む。）
- ⑨ 金融機関からの借入金
- ⑩ 社債
- ⑪ 租税債務
- ⑫ 従業員住宅資金の銀行借入に対する保証債務
- ⑬ C I マーク等の協和発酵グループの標章に係る知的財産権（なお、これらのうち新設会社が使用するものについては、当社が新設会社に使用許諾するものとする。）。但し、これらの知的財産権を除く、本件事業に係る一切の知的財産権は承継する。

(2) 承継する契約関係（従業員との雇用契約を除く。）

売買契約、製造委託契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約、業務委託契約、共同研究契約、共同開発契約、知的財産関連契約、物的及び人的な担保契約、その他本件事業に関する契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。

但し、次に掲げるものは除く。

- ① 本件事業部門が、他部門と共同で使用する土地、建物、構築物、機械及び装置、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、ソフトウェア等であって、他部門が主な使用者であるものに係る賃貸借契約、リース契約及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。
- ② 従業員用の社宅、寮の賃貸借契約及びこれらに附帯する契約。但し、承継対象となる山口事業所の社宅、寮その他の従業員用福利厚生施設の賃貸借契約及びこれらに附帯する契約、並びに北京駐在員事務所、上海駐在員事務所及びムンバイ駐在員事務所に関連する社宅契約は承継する。
- ③ 上記(1)において承継する資産及び負債から除外されるものに係る契約。

なお、上記①及び②については、契約の相手方の承諾を条件として、本件分割と同時に、当社又は当社からその契約上の地位を承継した者が、新設会社に、転貸、再使用許諾又は再実施許諾する。

(3) 承継する従業員との雇用契約

- ① 新設会社成立日において本件事業に従事する従業員との雇用契約。但し、別紙4第1項に掲げる者は除く。
- ② 新設会社成立日において本件事業に主として従事しない従業員のうち、別紙4第2項に掲げる者との雇用契約。

(4) 承継する許認可

本件事業に係る許認可で、本件分割に際して当社から新設会社への承継を要するもの。

(5) 当社と協和発酵労働組合との間で締結している労働協約の全て

2. 第1項にかかわらず、資産、負債、契約及びその他の権利義務の承継につき法令上、条例上、行政指導等の理由により承継ができない場合は、これを承継しないものとする。また、承継する契約及びそれに基づく権利義務に関して、各々の契約上の定めに基づき、契約履行義務上の支障が生じた場合は、当社と新設会社との間で協議する。

以 上

別紙3

承継する資産及び負債

(平成20年3月31日現在)

(単位 百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	33,120	流 動 負 債	8,818
売 掛 金	16,063	買 掛 金	5,369
商 品 及 び 製 品	8,731	未 払 金	1,945
半製品及び仕掛品	4,801	未 払 費 用	84
原材料及び貯蔵品	2,742	預 り 金	955
前 渡 金	41	賞 与 引 当 金	445
前 払 費 用	53	その他の流動負債	17
繰延税金資産	393	固 定 負 債	3,307
その他の流動資産	295	退職給付引当金	3,174
貸倒引当金	△0	その他の固定負債	132
固 定 資 産	43,206		
有 形 固 定 資 産	21,948		
建 物	6,178		
構 築 物	3,585		
機 械 及 び 装 置	6,257		
車 両 及 び 運 搬 具	21		
工 具、器 具 及 び 備 品	580		
土 地	4,546		
建 設 仮 勘 定	360		
その他の有形固定資産	418		
無 形 固 定 資 産	13		
投 資 其 他 の 資 産	21,244		
投 資 有 価 証 券	2,278		
関 係 会 社 株 式	15,062		
関 係 会 社 出 資 金	2,008		
長 期 前 払 費 用	651		
繰延税金資産	1,003		
そ の 他 の 投 資	575		
貸倒引当金	△335		
資 産 合 計	76,327	負 債 合 計	12,125

*別紙4 (省略)

3. 会社法施行規則第205条に定める内容の概要

(1) 会社法第763条第6号に掲げる事項についての定めに関する事項

① 本分割に際して交付する新設会社の株式の数に関する事項

新設会社が当社に交付する株式の数につきましては、新設会社が発行する株式のすべてが当社に交付されることから、交付される株式の数に係わらず本分割によって当社の純資産額に変動はありませんので、完全子会社となる新設会社の適正かつ効率的な管理及び新設会社の資本金の額を勘案して、新設会社の普通株式10株を発行し、これをすべて当社に交付することが相当であると判断いたしました。

② 新設会社の資本金及び準備金の額に関する事項

新設会社の資本金及び準備金の額につきましては、新設会社に承継される予定の資産及び負債の額は、本年3月31日現在の貸借対照表においては、それぞれ76,327百万円、12,125百万円となり、これに本分割の効力発生時点までの変動要素を加味した上で、本分割後における新設会社の事業内容及び安定した財務基盤の構築と機動的な資本政策等を総合的に勘案し、相当と認められる資本金及び準備金の額を以下のように決めました。

(ア) 資本金の額 100億円

(イ) 資本準備金の額 設立時株主払込資本額（会社計算規則80条第1号に定めるものをいいます。）から上記(ア)記載の資本金の額を減じて得た額

(2) 当社において最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象

当社は、前記1. に記載のとおり、本年4月1日を効力発生日として、キリンファーマと本株式交換を実施しました。本株式交換により、キリンホールディングスの保有するキリンファーマ普通株式1株に対し当社普通株式8,862株、合計177,240,000株を割当て交付いたしました。これにより、キリンホールディングスが、当社の親会社となり、キリンファーマが当社の完全子会社となっております。本株式交換は、当社グループ及びキリンググループとの間の戦略的提携の一環として行ったものであります。その他の詳細は、第85回定時株主総会招集ご通知提供書面「第85期報告書」連結注記表29頁から31頁をご参照ください。

また、当社は、本年4月28日に当社の完全子会社であるキリンファーマとの間で、本合併に係る合併契約（以下「本合併契約」といいます。）を締結いたしました。本合併は、第3号議案を原案どおりご承認いただくこと及び関係官庁の承認等を条件として、本合併の効力発生日（本年10月1日予定）に、効力が発生します。なお、本合併の詳細は、第3号議案をご参照ください。

さらに、当社は、本年4月28日付けで、平成21年4月1日をもって当社グループのなかで食品事業を担っております協和発酵フーズ株式会社（以下「協和発酵フーズ」といいます。）とキリンフードテック株式会社（以下「キリンフードテック」といいます。）の合併（存続会社は協和発酵フーズ）を実施し、平成22年12月末までは、当該合併新会社を当社とキリンホールディングスとの合弁会社とすること、その後、同社をキリンホールディングスの100%子会社とすることを要旨とする「食品事業の統合に関する基本合意書」を、当社、キリンホールディングス、協和発酵フーズ及びキリンフードテックの四社間で締結いたしました。今後、詳細を更に検討し、食品事業の円滑な統合を進めてまいります。その他の詳細は、第85回定時株主総会招集ご通知提供書面「第85期報告書」連結注記表33頁から34頁をご参照ください。

また、当社は、本年3月6日開催の取締役会において、当社が自社創製した抗CCR4ヒト化モノクローナル抗体KW-0761の日本、中国、韓国及び台湾を除いた全世界における独占的開発・販売権を、Amgen Inc.（以下「アムジェン社」といいます。）に許諾することを決議し、同日付けでライセンス契約を締結いたしました。なお、当該契約は、米国法上、Federal Trade Commission（連邦取引委員会）への申請と審査手続が必要であり、申請後、当局から追加審査を要請されることなく待機期間を満了した時点で契約の効力が発生します。当該契約は本年4月14日の経過をもって待機期間を満了し、翌日4月15日にその効力が発生しました。その他の詳細は、第85回定時株主総会招集ご通知提供書面「第85期報告書」連結注記表34頁をご参照ください。

第3号議案 当社とキリンファーマ株式会社との合併契約承認の件

1. 合併を行う理由

当社は、本年4月28日にキリンファーマとの間で、本合併契約を締結いたしました。

本合併は、前記第2号議案1.に記載のとおり、当社グループ及びキリングループとの間の戦略的提携の一環として行うものであります。

当社及びキリンファーマの両社は、抗体医薬技術を中心としたバイオテクノロジーを強みとしており、本合併を行うことで、両社の抗体医薬技術を融合することによる創薬力の向上、抗体医薬分野のプレゼンス向上による新規抗原の獲得機会の拡大、抗体技術の相互利用による抗体医薬品の開発スピードの加速や海外での積極的な事業展開を目指します。また、本合併を行うことにより、研究開発・営業等で規模の拡大と効率的な事業運営体制の構築、医薬事業の収益基盤と競争力の一層の強化が期待でき、事業基盤の強化を図ることができると考えております。

本議案に対し株主の皆様からご承認をいただきました場合、本年10月1日を効力発生日として当社が存続会社となる本合併を行い、「協和発酵キリン株式会社」として日本発の世界トップクラスの研究開発型ライフサイエンス企業を目指していきたいと存じます。

なお、本合併は、本分割の後、第4号議案の定款一部変更の前に行うものであります。

株主の皆様におかれましては、何とぞ本合併の趣旨にご賛同いただき、本合併契約をご承認いただきますようお願い申し上げます。

2. 合併契約の内容の概要

合併契約書(写)

協和発酵工業株式会社（東京都千代田区大手町一丁目6番1号。以下「甲」という。）とキリンファーマ株式会社（東京都渋谷区神宮前六丁目26番1号。以下「乙」という。）は、以下のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併（以下「本合併」という。）する。

第2条 (本合併に際して交付する金銭等及びその割当てに関する事項)

甲は、乙の発行済株式の全部を所有しているので、本合併に際して甲は乙の株主に対して乙の株式に代わる金銭等を交付しない。

第3条 (増加すべき資本金及び準備金の額)

甲が本合併により増加する資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------|----|
| (1) 資本金 | 0円 |
| (2) 資本準備金 | 0円 |
| (3) 利益準備金 | 0円 |

第4条 (承認総会)

1. 甲は、平成20年6月に、定時株主総会を招集し、本契約の承認及び本合併に必要な事項に関する決議を求める。ただし、合併手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、これを変更することができる。
2. 乙は、会社法第784条第1項の規定により、本契約に関する株主総会の承認を得ることなく甲と合併する。

第5条 (効力発生日)

本合併の効力発生日は、平成20年10月1日とする。ただし、合併手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第6条 (会社財産の引継)

甲は、効力発生日において、乙の資産及び負債並びにこれらに付随する全ての権利義務を引き継ぐものとする。

第7条 (会社財産の管理)

1. 甲及び乙は、本契約締結後効力発生日までの間、善良な管理者の注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、自己の財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為又は将来の損益状況に大幅な変化をもたらすような行為については予め甲乙協議の上、これを行うものとする。
2. 前項にかかわらず、甲は、平成20年10月1日を効力発生日として、協和発酵バイオ株式会社(東京都千代田区大手町一丁目6番1号)を新設分割設立会社として、甲のバイオケミカル事業に関する権利義務を対象とした新設分割を行う。

第8条 (定款の変更)

甲は、第4条に定める甲の定時株主総会の承認を得た上で、甲の定款を別紙のとおり変更する。ただし、かかる定款変更は、効力発生日に効力が生じるものとする。

第9条 (合併条件の変更又は本契約の解除)

本契約締結の日より効力発生日に至る間において、天災地変その他の事由により甲又は乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変更を生じたとき、又は、本合併の条件の変更を要すると認められる事情が判明したときには、甲乙協議の上、本合併の条件を変更し、又は、本契約を解除することができる。

第10条 (本契約の効力)

本契約は、第4条に定める甲の定時株主総会における本契約の承認又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等国内外の関係法令に定められた関係官庁の承認等が得られなかったときは、その効力を失う。

第11条 (本契約に定めのない事項)

本契約に定める事項のほか、本合併に関し必要な事項のあるときは、本契約の趣旨に基づいて甲乙協議の上、これを決定するものとする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各1通を保有する。

平成20年4月28日

甲： 協和醸酵工業株式会社
東京都千代田区大手町一丁目6番1号
代表取締役社長 松田 譲
松田 譲 ㊟

乙： キリンファーマ株式会社
東京都渋谷区神宮前六丁目26番1号
代表取締役社長 山角 健
山角 健 ㊟

(下線は変更部分を示す。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条(商号) 当社は、 <u>協和醸酵工業株式会社</u> と称し、英文では <u>KYOWA HAKKO KOGYO CO., LTD.</u> と表示する。	第1条(商号) 当社は、 <u>協和発酵キリン株式会社</u> と称し、英文では、 <u>Kyowa Hakko Kirin Co., Ltd.</u> と表示する。

3. 会社法施行規則第191条に定める内容の概要

- (1) 会社法第749条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めがないことの相当性に関する事項

当社は、キリンファーマの発行済株式の全部を所有しておりますので、本合併に際して当社はキリンファーマの株主に対してキリンファーマの株式に代わる金銭等を交付いたしません。

なお、本合併後の当社の資本金及び準備金の額は増加しません。

- (2) キリンファーマの最終事業年度に係る計算書類等

キリンファーマの平成19年12月期に係る計算書類等につきまして、次頁以下に掲載いたします。

なお、キリンファーマは、昨年7月1日付けでキリンホールディングス(旧商号 麒麟麦酒株式会社)の医薬事業を吸収分割により承継しておりますが、承継以前である昨年1月1日から6月30日までは事業を行っておりませんので、損益計算書につきましては、昨年7月1日以降のキリンファーマ(単体)の事業活動を反映したものです。

また、参考のため、以下キリンホールディングスの事業の種類別セグメント「医薬」の売上高(連結)、営業利益(連結)を記載いたします。

参考：キリンホールディングス 医薬セグメントの情報

(単位：百万円)

	平成18年実績	平成19年実績
売上高(連結)	67,245	69,909
営業利益(連結)	12,044	13,001

事業報告

(平成19年1月1日から
平成19年12月31日まで)

1. 事業の経過およびその成果

当社は、平成19年7月1日付をもって麒麟麦酒株式会社（同日付をもってキリンホールディングス株式会社に商号変更）の医薬カンパニーにおいて営む医薬事業を吸収分割の方法により承継し、キリングroupがキリンホールディングス株式会社を純粋持株会社とする経営体制に移行したことに伴い、キリングroupの医薬事業会社として発足しました。

7月には新しい持続型の貧血治療薬「ネスプ®静注用シリンジ」を上市しました。医療従事者に対し、営業活動を通じて「ネスプ®」の新規性、有用性を訴求した結果、透析施設における採用は順調に推移しました。また維持透析下の二次性副甲状腺機能亢進症治療薬「レグパラ®錠」の製造販売の承認を取得しました。

10月には、医薬事業の統合を軸としたキリングroupと協和醸酵groupとの戦略的提携を発表しました。協和醸酵工業株式会社と当社の共通の強みであるバイオテクノロジーを基盤とした、日本発の世界トップクラスの研究開発型ライフサイエンス企業を目指します。

このほか、当社の完全ヒトモノクローナル抗体「CD40 アンタゴニスト抗体」に関する全世界を対象とするライセンス契約を、アステラス製薬株式会社と締結しました。また、テルモ株式会社との間で、プレフィルドシリンジ製剤の研究開発・製造における連携の強化、創薬技術の融合等に向けた業務・資本提携に関する基本契約を締結しました。

上記活動の結果、当期の売上高は349億円、経常利益は62億円、当期純利益は37億円となりました。なお、本損益については平成19年1月から6月までの麒麟麦酒株式会社医薬カンパニーの事業の損益およびキリンファーマgroup関係会社の損益は含んでおりません。

2. 対処すべき課題

キリングループと協和発酵グループとの戦略的提携に基づき、両グループの医薬事業の統合を円滑かつ迅速に推進します。10月には、協和発酵工業株式会社と当社が合併し、新会社「協和発酵キリン株式会社」が誕生します。同社は、抗体医薬技術で最先端の技術を持ち、がん、腎および免疫疾患の3領域を中心とした「日本発のグローバル・スペシャリティファーマ」(世界を舞台に、特化した分野に注力する研究開発型の製薬企業)として、競争が激化する国内外の医薬品市場において開発スピードの向上を図り、画期的な新薬を継続的に創出していきます。

また、平成19年に上市した貧血治療薬「ネスプ®静注用シリンジ」のさらなる浸透をはかるとともに、平成19年10月に製造販売承認を取得した維持透析下の二次性副甲状腺機能亢進症治療薬「レグパラ®錠」を上市し、透析医療の進歩に貢献していきます。

3. 株式に関する事項

- | | |
|---|---------|
| (1) 発行可能株式総数 | 80,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 20,000株 |
| (3) 株主数 | 1名 |
| (4) 大株主(発行済株式(自己株式を除く)の総数の10分の1以上の数の株式を有する株主) | |

株 主 名	持 株 数	議 決 権 比 率
キリンホールディングス株式会社	20,000株	100%

(注) 上記のほか、当社が自己株式10,000株を保有しておりましたが、当期中に消却いたしました。

4. 会計監査人の名称

あずさ監査法人

5. 業務の適正を確保するための体制

当社における業務の適正を確保するための体制(いわゆる内部統制システム)の基本方針について、平成19年7月5日の取締役会にて下記のとおり決議致しました。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（コンプライアンス体制）

取締役は、キリンファーマグループにおけるコンプライアンスの基本方針を決定するとともに、これを実効化する組織及び規定を整備し、各組織の活動に組み込むことにより推進する。併せて、コンプライアンスに関する教育を実施するとともに、コンプライアンス違反発生時の対応に関する手順を明確化しこれを周知する。これらの体制の構築・運用状況については、監査部が内部監査を実施する。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（情報保存管理体制）

取締役は、以下の文書（電磁的記録を含む。）について、関連資料とともにこれを少なくとも10年間保存するものとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

- ・株主総会議事録
- ・取締役会議事録
- ・経営戦略会議その他重要な会議体の議事録
- ・決裁申請書（決裁権限が部門長以上のもの）
- ・計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスクマネジメント体制）

取締役は、キリンファーマグループにおけるリスクマネジメントの基本方針を決定するとともに、これを実効化する組織及び規定を整備し、各組織の活動に組み込むことにより推進する。併せて、リスクマネジメントに関する教育を実施するとともに、リスクの開示及びクライシス発生時の対応に関する手順を明確化しこれを周知する。これらの体制の構築・運用状況については、監査部が内部監査を実施する。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（効率的職務執行体制）

取締役は、以下の事項を主な内容とする経営管理システムを整備して、職務執行における効率性を確保する。

- ・キリンファーマグループ全体に影響を与える重要事項については、多面的な検討を経て慎重に決定するために、取締役会のほか経営戦略会議を組織し、これを審議する。
- ・事業ごとに年度計画として定量・定性目標を策定し、四半期モニタリング等を通じて業績管理を行う。

- (5) 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（グループ内部統制体制）

取締役は、キリンファーマグループにおける業務の適正を確保するために、以下の事項を含むグループ各社に適用されるルール・基準を整備し、これに則った運営を実行する。

- ・グループ各社のガバナンス及びモニタリングに関する事項
- ・グループ各社における内部統制システムの整備に係る指導及び管理に関する事項
- ・グループ各社間における情報伝達体制※に関する事項
- ・監査部及び親会社の経営監査部によるグループ内部監査に関する事項
- ・親会社との関係においては、キリングループマネジメントブックを遵守する。

※ グループ内における情報共有化のための体制や内部通報制度をはじめとする事項

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制（以下総称して、監査役関連体制）

監査役がその職務を遂行するにあたり補助を求めた場合には、企画部がこれを支援することとする。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前号に基づき、企画部が監査役よりその職務の補助について支援を求められた場合は、これを補助する者は当該補助業務の遂行に関し、取締役会の指揮命令を受けない。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役は、監査役監査基準等の定めるところにより監査役があらかじめ指定した事項について、監査役に報告する。主な事項は、以下のとおりとする。

- ・ 会社に著しい損害が発生するおそれがある事実を発見した場合、その事実
- ・ 監査役の同意を要する法定事項
- ・ 内部統制システムの整備状況及びその運用状況

監査役は、これらにかかわらずその必要に応じ随時に、取締役及び使用人に対し報告を求めることができる。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを任用することができるほか、親会社の専門部署に補助を依頼することができる。

以 上

(注) 本事業報告中に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しています。

貸借対照表

(平成19年12月31日現在)

科 目	金額 (百万円)	科 目	金額 (百万円)
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	52,224	流動負債	15,140
現金及び預金	1,654	支払手形	87
売掛金	27,067	買掛金	1,039
商品・製品	2,478	未払金	1,149
半製品	1,954	未払費用	7,925
原材料・貯蔵品	1,563	未払消費税等	889
短期貸付金	10,193	未払法人税等	2,959
未収入金	1,348	預り金	400
繰延税金資産	4,628	賞与引当金	660
その他流動資産	1,335	役員賞与引当金	28
固定資産	48,671	固定負債	18,418
〈有形固定資産〉	20,339	長期借入金	10,000
建物	9,788	受入保証金	1,204
構築物	730	退職給付引当金	5,787
機械及び装置	2,823	その他の固定負債	1,427
運搬具	15	負債合計	33,559
器具	2,474	(純資産の部)	
土地	4,113	株主資本	66,726
建設仮勘定	394	資本金	3,000
〈無形固定資産〉	4,006	資本剰余金	56,813
のれん	635	資本準備金	747
技術使用権等	3,356	その他資本剰余金	56,066
施設利用権	13	利益剰余金	6,912
商標権	0	利益準備金	2
〈投資その他の資産〉	24,325	その他利益剰余金	6,909
投資有価証券	11,152	別途積立金	3,164
関係会社株式	3,788	繰越利益剰余金	3,745
関係会社出資金	2,603	評価・換算差額等	610
長期貸付金	0	その他有価証券評価差額金	610
保険積立資産	1,352	純資産合計	67,336
繰延税金資産	4,401	負債及び純資産合計	100,895
その他投資	1,039		
貸倒引当金	△13		
資産合計	100,895		

※ 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成19年1月1日から)
(平成19年12月31日まで)

科 目	金 額 (百万円)	
売 上 高		34,979
売 上 原 価		5,577
売 上 総 利 益		29,401
販売費及び一般管理費		22,874
営 業 利 益		6,527
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	53	
雑 益	9	63
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	65	
雑 損	279	345
経 常 利 益		6,245
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 及 び 廃 棄 損	76	76
税 引 前 当 期 純 利 益		6,168
法人税、住民税及び事業税		2,800
法人税等調整額		△359
当 期 純 利 益		3,727

※ 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成19年1月1日から)
(平成19年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本										純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計		
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金					
					別途 積立金	繰越利益 剰余金					
平成18年12月31日残高	10	—	—	—	2	3,164	17	3,184	△2,727	467	467
当期変動額											
当期純利益							3,727	3,727		3,727	3,727
自己株式の消却			△2,727	△2,727				—	2,727	—	—
会社分割 による増加	2,990	747	58,793	59,540				—		62,530	62,549
株主資本以外の 項目の当期の 変動額(純額)											591
当期変動額合計	2,990	747	56,066	56,813	—	—	3,727	3,727	2,727	66,258	66,868
平成19年12月31日残高	3,000	747	56,066	56,813	2	3,164	3,745	6,912	—	66,726	67,336

※ 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 子会社株式……………移動平均法による原価法
 - その他有価証券
 - 時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
 - 時価のないもの……………移動平均法による原価法
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - 商品・製品、半製品……………総平均法による原価法
 - 原材料・貯蔵品……………移動平均法による原価法
3. 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産……………定率法（平成10年4月1日以降取得の建物（建物付属設備を除く）については定額法によっております。）
 - 無形固定資産……………定額法
4. 重要な引当金の計上基準
 - 貸倒引当金……………債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - 賞与引当金……………従業員に支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - 役員賞与引当金……………役員に支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。
 - 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。過去勤務債務は15年による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、15年による定額法によりそれぞれ発生翌期から費用処理しております。
5. 消費税等の会計処理
 - 税抜方式によっております。

会計方針の変更

減価償却方法の変更

法人税法の改正に伴い、平成19年4月1日以降取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法へ変更することとなりますが、当社ではシステム対応作業が当下期に完了したことにより、平成19年7月1日以降取得した有形固定資産について、改正後の当該償却方法へ変更しております。なお、この変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。

貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する金銭債権・債務	
短期金銭債権	10,903百万円
長期金銭債権	18百万円
短期金銭債務	612百万円
長期金銭債務	10,000百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	41,208百万円
3. 国庫補助金等による固定資産圧縮記帳額	1百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売上高	1,008百万円
販売費及び一般管理費	2,384百万円
営業取引以外の取引高	66百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(1) 発行済株式

発行済株式の種類	普通株式
前期末株式数	20,000株
当期増加株式数	10,000株
当期減少株式数	△10,000株
当期末株式数	20,000株

(2) 自己株式

自己株式の種類	普通株式
前期末自己株式数	10,000株
当期増加自己株式数	－株
当期減少自己株式数	△10,000株
当期末自己株式数	－株

(注) 1. 当期増加株式数は、平成19年7月1日付の会社分割に際して普通株式10,000株を発行し、その全てをキリンホールディングス(株)に割当て交付したことによるものであります。

2. 当期減少株式数及び当期減少自己株式数は、自己株式消却によるものであります。

2. 剰余金の配当に関する事項

基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
平成20年3月26日開催の定時株主総会において、次のとおり付議いたします。
普通株式の配当に関する事項

① 配当金の総額	3,745百万円
② 配当の原資	利益剰余金
③ 1株当たり配当額	187,294円
④ 基準日	平成19年12月31日
⑤ 効力発生日	平成20年3月27日

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産の発生の主な原因

退職給付引当金損金算入限度超過額	2,355百万円
繰延資産償却費損金算入限度超過額	2,124百万円
前払費用	3,236百万円
その他	2,081百万円
繰延税金資産小計	9,798百万円
評価性引当額	△187百万円
繰延税金資産合計	9,611百万円

2. 繰延税金負債の発生の主な原因

前払年金費用	△318百万円
その他	△262百万円
繰延税金負債合計	△580百万円

リースにより使用する固定資産に関する注記

1. 取得価額相当額、減価償却累計額相当額、期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
器具	38百万円	32百万円	5百万円
合計	38百万円	32百万円	5百万円

2. 未経過リース料期末残高相当額

1年内	4百万円
1年超	1百万円
合計	5百万円

関連当事者との取引に関する注記

属性	会社等の名称	所在地	議決権被所有割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	キリンホールディングス株式会社	東京都中央区	100%	経営指導の委託 資金の貸借	資金の借入 (注1)	10,000	長期借入金	10,000
					資金の貸付 (注1、2)	4,053	短期貸付金	10,188

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)

1. 借入金・貸付金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
2. 資金の借入・貸付については、CMS（キャッシュ・マネジメント・システム）による取引であり、取引金額は期中の平均残高を記載しております。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	3,366,817円41銭
1株当たり当期純利益	248,532円13銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成20年2月7日

キリンファーマ株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 徳田省三 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 服部将一 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、キリンファーマ株式会社の平成19年1月1日から平成19年12月31日までの第2期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

私ども監査役は、平成19年1月1日から平成19年12月31日までの第2期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、取締役、監査部、その他の使用人、親会社の監査役等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び監査部等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくはは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年2月8日

キリンファーマ株式会社

常勤監査役 白 方 順 ⑩

監査役 大 島 仁 志 ⑩

(3) 合併当事会社における最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象

① 当社

当社は、本年4月1日を効力発生日として、キリンファーマと本株式交換を行いました。本株式交換に関する詳細は、第85回定時株主総会招集ご通知提供書面「第85期報告書」連結注記表29頁から31頁をご参照ください。

また、当社は、本年4月28日開催の当社取締役会において、本年10月1日をもって、当社の本件事業部門を会社分割し、新設会社に承継させることを決定いたしました。本分割は、第2号議案を原案どおりご承認いただくことを条件として、新設会社の成立の日に効力が発生します。なお、本分割の詳細は、第2号議案をご参照ください。

さらに、当社は、本年4月28日付けで、平成21年4月1日をもって協和発酵フーズとキリンフードテックの合併（存続会社は協和発酵フーズ）を実施し、平成22年12月末までは、当該合併新会社を当社とキリンホールディングスとの合弁会社とすること、その後、同社をキリンホールディングスの100%子会社とすることを要旨とする「食品事業の統合に関する基本合意書」を、当社、キリンホールディングス、協和発酵フーズ及びキリンフードテックの四社間で締結いたしました。今後、詳細を更に検討し、食品事業の円滑な統合を進めてまいります。その他の詳細は、第85回定時株主総会招集ご通知提供書面「第85期報告書」連結注記表33頁から34頁をご参照ください。

また、当社は、本年3月6日開催の取締役会において、当社が自社創製した抗CCR4ヒト化モノクローナル抗体KW-0761の日本、中国、韓国及び台湾を除いた全世界における独占的開発・販売権を、アムジェン社に許諾することを決議し、同日付けでライセンス契約を締結いたしました。なお、当該契約は、米国法上、Federal Trade Commission（連邦取引委員会）への申請と審査手続が必要であり、申請後、当局から追加審査を要請されることなく待機期間を満了した時点で契約の効力が発生します。当該契約は本年4月14日の経過をもって待機期間を満了し、翌日4月15日にその効力が発生しました。その他の詳細は、第85回定時株主総会招集ご通知提供書面「第85期報告書」連結注記表34頁をご参照ください。

② キリンファーマ

キリンファーマは、本年4月1日を効力発生日として、当社と本株式交換を行いました。本株式交換に関する詳細は、第85回定時株主総会招集ご通知提供書面「第85期報告書」連結注記表29頁から31頁をご参照ください。

また、キリンファーマは、昨年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その普通株式1株につき187,294円の剰余金の配当を行いました。

第4号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

本合併に伴う商号の変更のため、当社定款を変更するものであります。なお、本定款変更は、第3号議案を原案どおりにご承認いただき、かつ、本合併の効力が発生することを条件として、本合併の効力発生日（本年10月1日予定）に、効力が発生します（本定款変更の効力発生は、本分割及び本合併の各効力発生の後であります）。

2. 変更の内容

変更の内容は、23頁に記載のとおりであります。

第5号議案 取締役7名選任の件

本定時株主総会の終結の時をもって、現取締役全員（8名）が任期満了となりますので、改めて取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
1	まつだ ゆずる 松田 讓 (昭和23年6月25日生)	昭和52年4月 当社に入社 平成11年6月 当社医薬総合研究所探索研究所長 平成12年6月 当社執行役員 平成14年6月 当社常務取締役 平成15年6月 当社取締役社長（現在に至る） 〔バイオフロンティア研究所管掌〕	34,773株
2	むねとも ひろ 宗 友 廣 (昭和23年11月4日生)	昭和47年4月 麒麟麦酒株式会社に入社 平成11年3月 同社医薬事業本部学術営業部長 平成13年1月 同社医薬カンパニー学術営業部長 平成13年11月 同社医薬カンパニー営業本部長 平成14年3月 同社人事部長 平成16年3月 同社執行役員人事部長 平成18年3月 同社常務取締役 平成19年7月 キリンホールディングス株式会社常務取締役 〔グループ人事・総務・法務・内部監査担当〕 平成20年4月 当社取締役副社長執行役員（現在に至る） 〔経営全般補佐〕	0株
3	ゆじ とも のり 湯地 友 憲 (昭和22年4月25日生)	昭和46年7月 当社に入社 平成12年4月 当社人事政策室長 平成12年6月 当社執行役員 平成13年6月 当社取締役 平成14年6月 当社常務取締役 平成17年4月 当社取締役常務執行役員 平成17年6月 当社取締役専務執行役員（現在に至る） 〔人事部・知的財産部管掌、法務部・品質保証環境安全部・総務部・アルコール事業部担当〕	19,140株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに他の法人等の代表状況	所有する当 社株式の数
4	やま のえ かず ひこ 山 上 一 彦 (昭和22年6月8日生)	昭和46年4月 当社に入社 平成12年4月 当社理財室長 平成13年6月 当社執行役員 平成15年6月 当社常務取締役 平成17年4月 当社取締役常務執行役員 平成18年6月 当社取締役専務執行役員 (現在に至る) 〔グループ企画部・経理部・購買部・グルー プ事業強化プロジェクト管掌、監査部・ コーポレートコミュニケーション部・情 報システム部担当、リサーチアライアン ス部長〕	17,140株
5	こ たに ゆき のぶ 小 谷 幸 亘 (昭和22年8月4日生)	昭和45年4月 当社に入社 平成13年6月 当社バイオケミカル生産部 長 平成14年6月 当社執行役員 平成17年6月 当社取締役常務執行役員バ イオケミカル事業部門プレ ジデント (現在に至る)	31,000株
6	ふじ た こう ぞう 藤 田 耕 三 (昭和7年1月11日生)	昭和32年4月 裁判官に任官 平成7年11月 広島高等裁判所長官 平成9年3月 弁護士登録 (現在に至る) 平成10年6月 極東貿易株式会社監査役 (現在に至る) 平成13年6月 当社監査役 平成19年6月 当社取締役 (現在に至る)	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
7	やま ずみ けん 山 角 健 (昭和23年11月11日生)	昭和48年4月 麒麟麦酒株式会社に入社 平成12年1月 同社医薬事業本部企画部長 平成13年1月 同社医薬カンパニー企画部長 平成16年3月 同社執行役員医薬カンパニー副社長兼医薬カンパニーライセンシング部長 平成18年3月 同社執行役員医薬カンパニー副社長 平成19年3月 同社常務執行役員医薬カンパニー副社長兼医薬カンパニー生産技術研究所長 平成19年7月 キリンファーマ株式会社代表取締役副社長兼執行役員製造本部長兼製造本部生産技術研究所長 平成20年3月 キリンファーマ株式会社代表取締役社長（現在に至る） 平成20年4月 当社取締役（現在に至る）	0株

- (注) 1. 山角 健氏は、キリンファーマ株式会社の代表取締役社長をしており、当社は同社と競業関係にあります。また当社は同社に対し一部製品の特許料を支払っております。
2. その他の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 宗 友廣氏が常務取締役を、山角 健氏が常務執行役員をしておりましたキリンホールディングス株式会社（旧 麒麟麦酒株式会社）は、当社の発行済株式総数の50.1%を保有する親会社であります。
4. 藤田耕三氏は、社外取締役候補者であります。
- 同氏を社外取締役候補者とした理由は、法曹界における豊富な経験を活かして、当社の経営全般に対する監督、チェック機能を果たしていただくことで、当社の経営体制が更に強化できるものと判断したものであります。
 - 同氏が社外監査役に就任している極東貿易株式会社は、平成20年1月に防衛省向け輸入品価格に係わる過大請求があることが発覚しましたが、同氏は、同社の企業倫理・コンプライアンス委員会の創設に関与し、また、本件の調査委員会メンバーとして事実調査及び再発防止策の策定に関与しております。
 - 同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、法曹界における豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。

- ・同氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年間となります。
- ・当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本定時株主総会において、同氏が原案どおり選任されますと、当該責任限定契約を継続する予定であります。その契約内容の概要は、5百万円又は同法第425条第1項が定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約であります。

第6号議案 監査役1名選任の件

本定時株主総会の終結の時をもって、現監査役谷口 明氏が任期満了となりますので、改めて監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
たに ぐち あきら 谷 口 明 (昭和25年5月21日生)	昭和50年4月 農林中央金庫に入庫 平成12年7月 同ロンドン支店長 平成14年6月 同システム部長 平成15年7月 同業務監査部長兼主任業務監査役 平成16年6月 当社常勤監査役(現在に至る)	3,000株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 谷口 明氏は、社外監査役候補者であります。
- ・同氏を社外監査役候補者とした理由は、金融機関における長年の経験と幅広い見識を当社の事業全般の監査に活かしていただきたく、社外監査役として選任をお願いするものであります。
 - ・同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、金融機関における長年の経験と幅広い見識を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。
 - ・同氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年間となります。
 - ・当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本定時株主総会において、同氏が原案どおり選任されますと、当該責任限定契約を継続する予定であります。その契約内容の概要は、5百万円又は同法第425条第1項が定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約であります。

第7号議案 株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

当社の取締役（社外取締役を除きます。以下本議案において同様とします。）及び執行役員に対し、株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の取締役及び執行役員の報酬について、当社の株価との連動性を高め、株価変動による影響を株主の皆様と共有する立場に置くことによって、当社取締役及び執行役員の当社の株価や会社業績への関心度を高め、株価上昇及び業績向上への意欲や士気を一層高めることを目的として、退職慰労金制度に替えて、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とする株式報酬型ストックオプションとして、新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 本定時株主総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限

(1) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

下記(3)に定める内容の新株予約権100個を上限とします。（当社取締役に割り当てる新株予約権については、平成18年6月28日開催の第83回定時株主総会においてご承認いただきました上限枠の範囲内での割当てとなります。）

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式100,000株を上限とし、下記(3)①により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とします。

(2) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととします。

(3) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」といいます。）は1,000株とします。

ただし、本定時株主総会における決議の日（以下「決議日」といいます。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含みます。以下、株式分割の記載につき同様としま

す。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。

③ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から平成40年6月24日までとします。

④ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(ア) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

(イ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(ア)記載の資本金等増加限度額から上記(ア)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

⑥ 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。

⑦ その他の新株予約権の行使の条件

(ア) 新株予約権者は、上記③の期間内において、当社の取締役がその地位を喪失した日、又は執行役員がその地位を喪失した日（従業員としての地位が継続する場合は除きます。）若しくは執行役員が当社取締役又は監査役に就任した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができるものとします。

(イ) 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとします。

以上

インターネットによる議決権行使について

インターネットによる議決権行使は、この議決権行使専用ウェブサイト (<http://www.web54.net>) をご利用いただくことによつてのみ可能です。

ご利用に際しては、次の事項をご覧ください、ご了承の上ご利用いただきますようお願い申し上げます。なお、携帯電話を操作端末として用いたインターネットでは、ご利用いただけませんので、ご了承ください。

1. システムに係る条件

インターネットでの議決権行使を行うために、次のシステム環境をご確認ください。

- (1) 画面の解像度が横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。
- (2) 次のアプリケーションをインストールしていること。
 - ① Microsoft® Internet Explorer Ver. 5.01 SP 2 以降
 - ② Adobe® Acrobat® Reader™ Ver. 4.0 以降又は、Adobe® Reader® Ver. 6.0以降（株主総会招集ご通知や参考書類等をインターネット上でご覧になる場合）
※Microsoft®及びInternet Explorerは米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標又は商標です。
※Adobe® Acrobat® Reader™、Adobe® Reader®はAdobe Systems Incorporated（アドビシステムズ社）の米国及びその他の国における登録商標又は商標です。
※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。
- (3) インターネットの接続時に、ファイアーウォールなどの設定によりインターネット上での通信が制限される場合がありますので、システム管理者の方にご確認ください。
- (4) なお、当ウェブサイトはポップアップ機能を使用しておりますので、ポップアップ機能を自動的に遮断する機能（ポップアップブロック機能等）をご利用されている場合は、解除（又は一時解除）の上、ご利用ください。

2. パスワードのお取り扱い

■パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。届出印鑑や暗証番号と同様に大切に保管願います。

パスワードのお電話などによるご照会には、お答えいたしかねます。

■パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。パスワードの再発行を希望する場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

3. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

■本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

中央三井 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

〔電話〕 0 1 2 0 (6 5) 2 0 3 1

（受付時間） 土日休日を除く 9：00～21：00

■其他のご登録住所・株式会社のご照会などは、下記にお問い合わせください。

中央三井信託銀行 証券代行事務センター

〔電話〕 0 1 2 0 (7 8) 2 0 3 1

（受付時間） 土日休日を除く 9：00～17：00

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区丸の内一丁目1番1号
 パレスホテル2階 ローズルーム
 電話 03(3211)5211(代)



交通 J R…………東京駅(丸の内北口)

地下鉄…………大手町駅(C10出口)

(丸ノ内線・東西線・千代田線・半蔵門線・都営三田線)